

4 墨行審第 4 号

令和4年4月21日

写

墨田区長

山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会 長 磯 野 弥 生

自転車撤去費用徴収処分に係る審査請求について（答申）

令和3年11月9日付け3墨総法第81号による諮問について、別紙
のとおり答申します。

諮問番号：令和3年度諮問第2号

答 申

第1 審査会の結論

墨田区長（以下「処分庁」という。）が令和3年7月8日付けで審査請求人に対して行った自転車撤去費用徴収処分（放置自転車引取通知書（以下「本件通知書」という。）によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は審査請求書（令和3年7月21日付け）において以下のとおり主張し、撤去費用として5,000円を徴収することの取消しを求めている。

本件自転車が盗難された経緯は次のとおりである。

ア 令和3年6月26日午後8時頃、審査請求人は東京都墨田区石原三丁目31番7号にある三井住友銀行本所出張所に自転車（以下「本件自転車」という。）を駐輪したが、キャッシュカードを忘れたことに気が付き、本件自転車に乗らずに帰宅した。

イ 令和3年6月27日午前9時頃、審査請求人は本件自転車を取りに向かうが、駐輪したはずの場所になかったため、周辺を捜索した。その後も、同月29日、同年7月1日及び同月4日に周辺を捜索した。

ウ 令和3年7月4日午後4時頃、どうしても本件自転車が見つからないため、交番に本件自転車に係る盗難届を提出した。

本件自転車が盗難されたとは思わず、1週間探した後に盗難届を提出した。本件自転車が撤去されていたことを知らされていなかったにもかかわらず

らず、保管場所で事情を説明しても、撤去前に盗難届が出されていなかったために、手数料の支払を一方的に求められたことから、撤去費用として5,000円を徴収することの取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和3年9月10日付け）及び口頭による説明（同年12月22日聴取）において以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

本件自転車の撤去処分及び本件処分について

審査請求人は、撤去費用としての5,000円の徴収を取り消すよう求めている。この点、撤去費用の徴収は、放置自転車の撤去に要した費用をその利用者等（墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項に規定する利用者等をいう。以下同じ。）から徴収するものであり、放置自転車の撤去処分とはその目的を異にするものではあるが、撤去処分がなければ撤去費用の徴収も生じないことから、両者の間には強いつながりがある。原田尚彦著「行政法要論全訂第六版」によれば、「先行処分が重大明白な瑕疵を持ち当然無効であれば、無効な行為を前提として行われる後続の処分は、違法性の承継を論ずるまでもなく、瑕疵あるものとなる。」との見解があることから、放置自転車の撤去処分に重大かつ明白な瑕疵があり、違法又は不当な処分であるならば、撤去費用の徴収についても違法又は不当となると考える。そのため、審査請求人は争っていないが、まず、本件自転車の撤去処分について検討する。

本区では、条例第9条第1項により自転車の放置禁止区域を設定し、同条第2項により放置禁止区域内において自転車を放置してはならないとし、条例第10条により放置禁止区域内に自転車を放置した場合には直ちに撤去している。本件自転車は、放置禁止区域内に放置されていたため撤去を行っていることから、本件における撤去処分は条例の規定にのっとり適法

に行われた処分であり、そこに重大かつ明白な瑕疵はない。

よって、撤去処分に違法又は不当な点はないことから、審査請求人から撤去処分に要した費用を徴収する本件処分に違法又は不当な点はない。

撤去費用の免除について

本件審査請求の趣旨は、撤去費用の支払を免れたいというものと思われるので、墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の3各号に規定する撤去費用の徴収を免除する場合に該当するか検討する。

まず、規則第5条の3第1号に該当するか検討すると、本件自転車を撤去した日が令和3年6月29日であり、審査請求人が主張する盗難届の受理日が同年7月4日であることから、同号には該当しない。

なお、規則第5条の3第1号について盗難届が放置自転車の撤去日より前に出されていることを条件としている趣旨は、盗難届の受理日が放置自転車の撤去日より前であれば、当該自転車が盗難されたのち、放置されたものであるという事実が客観的に認められ、自転車を放置したことについて、当該自転車の利用者等の責めに帰すべき事由はないと認められるからである。

次に、規則第5条の3第2号に該当するか検討すると、同号は「区長が正当な理由があると認めるとき」と規定しているが、これは一例として、自転車の利用者等が事故で救急搬送されたことにより、当該自転車が放置され、撤去されてしまった場合を想定している。つまり、自転車の放置が、自転車の利用者等からすれば、いわば不可抗力によって生じてしまった場合を想定している。本件では、審査請求人は本件自転車が盗難されたと思わず、その結果として盗難届の提出が1週間後になったと主張するが、そのような事情が上記のような想定と同程度の不可抗力によって生じた事情であるとは考えられないことから、同号に規定する「区長が正当な理由があると認めるとき」には該当しない。

したがって、審査請求人の事情は規則第5条の3各号のいずれにも該当しないことから、本件自転車の撤去に要した費用を審査請求人から徴収する本件処分に違法又は不当な点はなく、また、当該撤去費用の徴収を免除する事由もないことから、本件審査請求は棄却するとの裁決を求める。

第3 審理員意見書の要旨

審理員は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定により、審査庁に提出した審理員意見書（令和3年10月29日付け）において、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであるとする。

その理由は、以下のように要約される。

1 撤去費用の免除について

本件審査請求の趣旨は、撤去費用の支払を免れたいというものと思われるので、規則第5条の3各号に規定する撤去費用の徴収を免除する場合に該当するか検討する。

まず、規則第5条の3第1号に該当するか検討すると、本件自転車を撤去した日が令和3年6月29日であるところ、審査請求人が主張する盗難届の受理日は同年7月4日であり、「撤去の前に警察署に盗難届が出されているとき」といえないことから、同号には該当しない。

次に、規則第5条の3第2号に該当するか検討すると、同号は「区長が正当な理由があると認めるとき」と規定しているところ、「正当な理由」とは、自転車の放置が、自転車の利用者等からすれば、責めに帰すべき事由がないことが客観的に認められる場合を想定している。これは、規則第5条の3第1号が、日々膨大な数の放置自転車が生じており、放置自転車が盗難等により放置されたものであるか否かを判断することは容易ではないことから、自転車の放置について自転車の利用者等の責めに帰すべき事由がないことが客観的に認められる場合として、盗難届の受理日が放置自転車の撤去日よりも

前であれば、当該自転車が盗難されたのち、放置されたものであるという事実が客観的に認められるとして撤去費用の徴収を免除していることとも一致する。本件では、審査請求人は本件自転車が盗難されたと思わず、その結果として盗難届の提出が1週間後になったと主張するが、全資料を精査しても、審査請求人の主張が事実であることを客観的に認めるに足りる資料はなく、同号に規定する「区長が正当な理由があると認めるとき」には該当しない。

これらのことから、審査請求人は規則第5条の3各号のいずれにも該当しない。

2 本件自転車の撤去処分について

審査請求人は撤去費用としての5,000円の徴収を取り消すよう求めている。撤去費用の徴収は、放置自転車の撤去に要した費用をその利用者等から徴収するものであり、放置自転車の撤去処分とはその目的を異にするものではあるが、撤去処分がなければ撤去費用の徴収も生じないことから、両者の間には強いつながりがある。原田尚彦著「行政法要論全訂第六版」によれば、「先行処分が重大明白な瑕疵を持ち当然無効であれば、無効な行為を前提として行われる後続の処分は、違法性の承継を論ずるまでもなく、瑕疵あるものとなる。」との見解があることから、放置自転車の撤去処分に重大かつ明白な瑕疵があり、違法又は不当な処分であるならば、撤去費用の徴収についても違法又は不当となると考えられる。そのため、審査請求人は争っていないものの、念のため本件自転車の撤去処分について検討するに、本区では、条例第9条第1項により自転車の放置禁止区域を指定し、同条第2項により放置禁止区域内において自転車を放置してはならないとし、条例第10条により放置禁止区域内に自転車を放置した場合には直ちに撤去している。本件自転車は、放置禁止区域内に放置されていたため撤去を行っていることから、本件における撤去処分は条例の上記規定にのっとって適法に行われた処分であり、重大かつ明白な瑕疵はない。

よって、撤去処分に違法又は不当な点はないことから、審査請求人から撤

去処分に要した費用を徴収する本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 審査会の判断

1 事案の概要（本件処分に至る経緯）

関係資料から次の事実が認められる。

令和3年6月29日午後2時4分、放置防止指導員は、JR錦糸町駅南側の放置禁止区域内に本件自転車が放置されていることを発見し、警告札を取り付けた。同日午後3時26分、本件自転車は、警告札が付いたまま同じ場所に放置されていたため、放置防止指導責任者が本件自転車を撤去し、保管所へ移送するための車両に積載するとともに、撤去した場所付近に置き型の看板を置き、本件自転車を撤去した旨を表示した。

同日午後4時25分、本件自転車は、江東橋自転車保管所（東京都墨田区江東橋三丁目14番4号先）に搬入された。

同年7月4日午後4時頃、審査請求人は、交番に本件自転車の盗難届を提出した。

同月8日、処分庁は、撤去費用として5,000円の支払いを求める本件処分を記載した本件通知書を審査請求人に対して発送し、同月10日、本件通知書は、審査請求人へ到達した。

審査請求人は、同年7月21日付け審査請求書をもって、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

2 本件の争点

自転車撤去費用の徴収免除については、規則第5条の3が定めるところであり、本件事案が同条各号に規定する場合に該当するか否かが本件の争点である。

3 争点に対する判断

規則第5条の3第1号は、「盗難により放置された自転車で撤去の前に警察署に盗難届が出されているとき」と定めているが、上記認定のとおり、

本件では、本件自転車の撤去後に盗難届が提出されており、同号に該当しないことが明らかである。

では、本件において、同条第2号の「区長が正当な理由があると認めるとき」に該当する事実があるかを検討する。

同号が定める「正当な理由」とは、同条第1号との関連で本件に即して理解するならば、自転車の撤去前に盗難届が提出できなかったことについて正当な事由がある場合など、自転車の放置が利用者等の責めに帰すべき事由がない場合をいうものと解される。

この点について、審査請求人は、上記1に記載のとおり、盗難届を提出したのは本件自転車の撤去後であるが、撤去前からその所在が分からなかったため、捜索を続けていたなどと主張する。しかし、上記第2の1及び に記載のとおり、銀行出張所前に本件自転車を駐輪した後、本件自転車に乗らずに帰宅し、翌日、本件自転車の所在不明が発覚してからも本件自転車が盗難されたものとは思わず、1週間探した後に盗難届の提出に至ったとする審査請求人の主張は、不自然であるだけでなく、これを裏付ける客観的な資料が一切存在しないことなどを考慮すれば、その主張を認めることはできない。

したがって、本件については、盗難により放置された自転車で、撤去の前に警察署に盗難届を提出できなかったことに正当な事由がある場合と認めることはできず、同号の「区長が正当な理由があると認めるとき」に該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件について撤去費用の徴収免除規定である規則第5条の3を適用することはできず、また、本件に関する全ての資料を精査しても、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないので、これを取り消すことはできない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり、本件審査請求は棄却されるべ

きである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

令和3年11月9日	・ 諮問
令和3年12月22日 (第1回審査会)	・ 処分庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和4年2月3日 (第2回審査会)	・ 調査審議
令和4年3月15日 (第3回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

礪野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、中野 剛史